

## お知らせ

### 在宅で寝たきりの方などへ 歯科指導を行っています

市では、茂原市長生郡歯科医師会の協力により、寝たきりや体が不自由で外出できず、歯科健診を受ける機会に恵まれない方に、在宅訪問歯科事業を行っています。

在宅訪問歯科指導を行うことにより、口腔内の衛生状態を改善し、口腔機能の維持・回復だけでなく、全身的な機能の向上を図ることが期待できます。

#### ◆対象

- ① 65歳以上の寝たきりの方
- ② 障害等により外出困難な方
- ※①・②とも介護保険法による歯科部門の居宅療養管理指導のサービスを受けている方および施設入所者は除く。

#### ◆内容

- ① 口腔内清掃および義歯清掃などの歯科保健指導
- ② 歯周疾患、う蝕<sup>うしやく</sup>などに対する応急処置
- ③ 往診歯科医療の必要性の把握（市内の協力歯科医師が訪問します）

#### ◆実施制限

1年に1回限りで自己負担はありません。  
なお、以後の治療が必要な場合は保険診療となります。

#### 問保健センター

☎(25)1725 FAX(25)1865

#### はり・きゅう・マッサージ 等利用の助成について

市では、末しょう神経疾患または運動器疾患の自覚症状を持つ方に、はり・きゅう・マッサージ等の利用の助成を行っています。

#### ◆助成要件

末しょう神経疾患または運動器疾患の自覚症状を持つ満40歳〜74歳で茂原市国民健康保険に加入している方。

ただし、申請時に納付期限が到来している国民健康保険税を完納している世帯の方。

#### ◆助成額

施術1回につき800円

#### ◆助成方法

施術所の利用券を交付します（1日1枚、月4枚、年間24枚まで利用可能）。

#### ◆申請方法

国民健康保険証を持参し、国民年金課または本納支所で

申請してください。

※対象施術所は国民年金課へお問い合わせいただくか、同課ウェブページをご覧ください。

#### 問国民年金課（2階）

☎(20)1503 FAX(20)1600

#### 柔道整復師が行う施術内容 の調査にご協力ください

整骨院や接骨院での柔道整復師が行う施術で保険適用となるものは、外傷性が明らかかな骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷です。不適切な保険適用により医療費が増え続ければ、加入している皆さんの国民健康保険税の負担も大きくなっていきます。

市では、医療費を適正に保つため、整骨院や接骨院で施術を受けた方に、負傷部位、負傷した状況、受診日数、一部負担金の支払額等の施術内容の確認のため、文書による照会を行っています。今年度は「株式会社オークス」に委託して実施します。

日頃から受診日の記録や領収書などを保管していただき、照会があった場合は必ずご自身で記入の上、回答にご協力

をお願いします。

#### 問国民年金課（2階）

☎(20)1503 FAX(20)1600

#### オオキンケイギクの駆除にご協力ください

オオキンケイギクは5月から7月ごろにかけて直径5〜7cmの黄色い花をつける植物です。繁殖力が非常に強く、周囲の生態系に重大な影響を与えるため、特定外来生物に指定されています。

自宅の庭などに生えていたら、根本から抜き取ってビニール袋などに入れ、枯れるまで数日乾燥させた後、可燃ごみとして処分してください。



問環境保全課（6階）  
☎(20)1504 FAX(20)1604

#### 本納小学校と新治小学校の 統合について

令和4年茂原市議会3月定例会において、本納小学校と新治小学校の統合時期が令和5年4月1日に決定しました。

両校の保護者、地域、学校の代表者による統合準備委員会を設置し、円滑な統合に向け、準備を進めます。

統合に関する情報については、今後、教育総務課ウェブページや「統合準備委員会だより」でお知らせします。

#### 問教育総務課（9階）

☎(20)1557 FAX(20)1607

#### 忘れずに納付しましょう!

固定資産税・都市計画税（第1期）の納期限は5月2日（日）です。金融機関やコンビニ、スマホ決済で納付してください。なお、固定資産税・都市計画税の納税通知書は4月8日（金）に発送しました。

また、市税等の納付には、納め忘れない安心で確実な口座振替をおすすめします。納期内に納付できない事情のある方はご相談ください。

問収税課（2階）  
☎(20)1578 FAX(20)1609

